

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 212

処 分 名	旅館業営業の許可	
処 分 の 概 要	許可申請に基づいて書類審査及び施設確認を行い、基準を満たす場合には、営業を許可し許可証を交付する。	
根 拠 法 令 名	旅館業法(昭和23年法律第138号)	
条 項	第3条第1項	
所 管 課	生活衛生課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	14日	
標 準 処 理 期 間	計	14日
判 断 基 準	<p>旅館業法第3条第2～6項、旅館業法施行令第1条第1～3項、松山市旅館業法施行条例第2条第1～4項のうち該当する営業種別の規定に適合していること。</p> <p><b>【根拠法令等】</b>  <b>旅館業法</b>                  第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。                  2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。                  一 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの                  二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者                  三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者                  四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者                  五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者(第八号において「暴力団員等」という。)                  六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの                  七 法人であつて、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの                  八 暴力団員等がその事業活動を支配する者                  3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次の各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。)の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。                  一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除くものとし、次項において「第一条学校」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。)                  二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。)                  三 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。)の条例で定めるもの                  4 都道府県知事は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校(第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。)については、</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

当該学校が大学附置の国立学校(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。)が設置する学校をいう。)又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(以下この項において「公立大学法人」という。)が設置する学校であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(幼保連携型認定こども園であるときは、地方公共団体の長)、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体(公立大学法人を含む。)以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。))においては、当該指定都市又は中核市の長)の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。

6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。

### 松山市旅館業法施行条例

第3条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により条例で定める清純な施設環境を保持しなければならない施設は、次のとおりとする。

(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館

(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設

(3) 青少年教育施設、スポーツ施設等で、主として、児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第1項に規定する児童をいう。以下この号において同じ。)の利用に供され、又は多数の児童の利用に供されるものであって、市長が指定するもの

2 市長は、前項第3号に規定する施設を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(意見を聴取すべき者)

第4条 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により前条第1項の施設につき清純な施設環境が害されるおそれがないかどうかについて意見を求める者は、次のとおりとする。

(1) 当該施設の設置者が国であるときは、当該施設の長

(2) 当該施設の設置者が地方公共団体であるときは、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会

(3) 前2号以外の施設であって、当該施設について監督庁があるときは、当該監督庁

(4) 前3号以外の施設については、当該施設の存する市町長

### 旅館業法施行令

(構造設備の基準)

第一条 旅館業法(以下「法」という。)第三条第二項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 一客室の床面積は、七平方メートル(寝台を置く客室にあつては、九平方メートル)以上であること。

二 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。

三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。

五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。

六 適当な数の便所を有すること。

七 その設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

八 その他都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下この条において同じ。)が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

2 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 客室の延床面積は、三十三平方メートル(法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、三・三平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積)以上であること。

二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね一メートル以上であること。

三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。

五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。

六 適当な数の便所を有すること。

七 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

3 法第三条第二項の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、

それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

- 二 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
- 三 宿泊者の需要を満たすことができる適切な規模の洗面設備を有すること。
- 四 適切な数の便所を有すること。
- 五 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

#### 松山市旅館業法施行条例

##### (構造設備の基準)

第2条 旅館業法施行令第1条第1項第8号の規定により条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 客室は、次の要件を満たすものであること。

ア 換気のための窓その他の開口部を有し、衛生的な空気環境を十分に確保できる構造とすること。ただし、これに代わる適当な換気のための設備が設けられている場合は、この限りでない。

イ 採光のための窓その他の開口部を有し、自然光線が十分に採光できる構造とすること。

ウ 収容定員に応じた十分な広さを有すること。

(2) 浴室は、屋外から見通しのできない構造とすること。

(3) 入浴設備は、次の要件を満たすものであること。

ア ろ過器(浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下この号及び第5条第2号において同じ。)を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下この号及び第5条第2号において同じ。)を設置する場合は、次に掲げるところによること。

(ア) 浴槽ごとに設置するよう努め、1時間当たりの浴槽水の処理能力は、浴槽の容量以上であること。

(イ) ろ材は、逆洗浄(湯水を浴槽とろ過器との間で循環させる方向とは反対の方向に流すことにより行う洗浄の方法をいう。第5条第2号キにおいて同じ。)が十分に行えるものであること。

(ウ) 集毛器(毛髪等を除去する設備をいう。第5条第2号スにおいて同じ。)は、浴槽水がろ過器に入る前の位置に設置すること。

イ 打たせ湯又はシャワーを設置する場合は、循環水(ろ過器を通した浴用に供する湯水をいう。エ並びに第5条第2号カ及びツにおいて同じ。)を用いない構造とすること。

ウ 原水(ろ過器を通していない浴用に供する湯水であって、浴槽水以外のものをいう。サ及び第5条第2号において同じ。)の注入口は、循環配管(湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。キ並びに第5条第2号ク及びサにおいて同じ。)に接続せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。

エ 循環水は、浴槽の底部に近い部分から補給される構造とすること。

オ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備(第5条第2号チにおいてこれらを「気泡発生装置等」と総称する。)を設置する場合は、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、その空気の入取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。

カ 屋外に浴槽を設置する場合は、屋外の浴槽水と屋内の浴槽水が配管等を通じて混ざらない構造とすること。

キ 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽(浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下このキ及び第5条第2号タにおいて同じ。)内の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合は、還水管(浴槽からあふれ出た湯水を浴用に再利用するための配管をいう。同号タにおいて同じ。)を直接循環配管に接続しない構造で、かつ、回収槽は、地下埋設をせず、内部の清掃が容易に行える位置又は構造であるとともに、レジオネラ属菌その他病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水を消毒する設備を設けること。

ク 水位計を設置する場合は、配管内を洗浄及び消毒が行える構造又は配管等を要しないものであること。

ケ 配管内の浴槽水が完全に排水できる構造とすること。

コ 調節箱(洗い場の給湯栓又はシャワーに送る湯水の温度を調節するために設ける設備をいう。第5条第2号ナにおいて同じ。)を設置する場合は、清掃が容易に行え、かつ、レジオネラ属菌その他病原菌が繁殖しないよう塩素消毒等が行える構造であること。

サ 貯湯槽(原水を貯留する水槽をいう。第5条第2号ウ及びエにおいて同じ。)は、完全に排水できる構造とすること。

(4) 便所の位置は、公衆衛生上支障がないと認められる場合を除き、井戸及び調理場(配膳室を含む。)から適当な距離を有すること。

2 政令第1条第2項第7号の規定により条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、前項各号の要件を満たすものであることとする。

3 政令第1条第3項第5号の規定により条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 客室は、第1項第1号ウの要件を満たすものであること。

(2) 便所は、第1項第4号の要件を満たすものであること。

#### 旅館業法施行令

##### (構造設備の基準の特例)

第2条 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があるものであつて、厚生労働省令で定めるものについては、前条第一項又は第二項に定める基準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定めることができる。

#### 旅館業法施行規則

第五条 令第2条に規定する施設は、次のとおりとする。

- 一 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、

それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

- 二 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
- 三 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設
- 四 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設

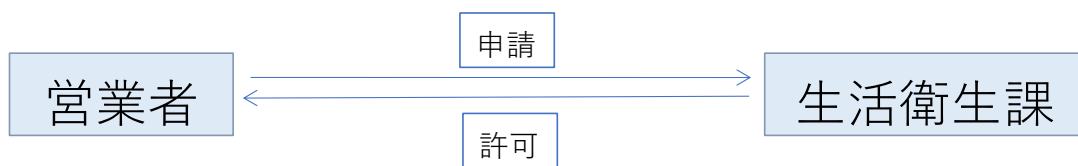
2 次の表の上欄に掲げる施設については、同表の下欄に掲げる基準は、適用しない。

前項第一号から第三号までに掲げる施設: 令第一条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号の基準

前項第四号に掲げる施設: 令第一条第二項第一号の基準

3 第一項第一号から第三号までに掲げる施設については、季節的状況、地理的状況等によつて令第一条第一項第四号及び第二項第四号の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができるものとする。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。